



介護広場

第32号
2010 August
平成22年8月15日



よっしゃ!
とっただお〜!

あわら市中央公民館で行なわれた「いきいき健康教室」の様子です。
この教室は、あわら市内7か所の公民館で、それぞれ10回ずつ開催され、運動や食事などの身近なところから介護予防を心掛けていただくための教室です。
参加者の皆さんは、和気あいあいとしながらも、要介護者とならないための講義にしっかりと耳を傾け、体操やゲームに真剣に取り組まれていました。



主な内容

- 介護保険納入通知書について……………2～4
- 生活・介護支援サポーター事業について……………5
- 居宅サービス利用者負担額軽減事業について……………6
- 第35回 広域連合議会定例会について……………7
- 広域連合 News……………8



LET'S 介護予防

介護サービスを利用しなくても保険料は納めるの？ あとで返してもらえるの？

65歳以上の介護保険料は地域の介護サービスをまかなう大切な財源（全体の約20%）になっています。医療保険と同様に保険料をお返すことはありません。介護保険料は助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

納入通知書の内容確認について

介護保険料の徴収方法や金額は、さまざまな条件により異なります。当広域連合から発送しました、「介護保険料納入通知書（兼特別徴収開始通知書）」の内容を必ず確認してください。

保険料の納め方は2種類に分かれています。

特別徴収

年金支払月（偶数月）に年金より直接保険料を差し引き、納める方法です。
老齢（基礎）年金などで年額18万円（月額1万5,000円）以上の方が対象となります。



表1. 特別徴収（年金から徴収される方）の6回で納める場合

期別	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年額合計
保険料	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	49,200円

※保険料は基準額（第5段階）の場合です。

年金が年額18万円以上でも普通徴収で納めることがあります

次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書または口座振替で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

年金の「現況届」が届いた方は忘れずに提出してください

日本年金機構から「現況届」が届いた方は出し忘れると、年金が一時差し止めになり、介護保険料の差し引きができなくなるケースがあります。（この場合、納付書で納める普通徴収になります。）

『仮徴収』

特別徴収の前半（4、6、8月分）を『仮徴収』と言います。

これは保険料の算定根拠となる市民税額が毎年6月以降に決定されるため、本年度の年間保険料が確定するまでの期間は前年度の第6期（今年2月）の保険料を暫定的に本年度の保険料として徴収するものです。

『本徴収』

特別徴収の後半（10、12、2月分）を『本徴収』と言います。

確定した年間保険料額から、既に納付している仮徴収分を差し引いた残りの額を、3回に分けて納付します。



普通徴収

広域連合から送付されてくる納付書で7月から翌年2月までの間、期日までに金融機関などで直接保険料を納める方法です。（口座振替で口座を登録されている方は納期日に指定の金融機関から振替をさせていただきます。）

老齢（基礎）年金などが年額18万円（月額1万5,000円）未満の人が対象となります。

表2. 普通徴収（納付書または口座振替）の8回で納める場合

期別	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	年額合計
保険料	6,500円	6,100円	49,200円						

※保険料は基準額（第5段階）の場合です。

口座振替にするには？

○各市介護保険料口座振替依頼書 ・保険料の納付書 ・預金通帳 ・印かん（通帳届け出印）

- ・これらを持って広域連合指定の金融機関（納付書記載の金融機関）で手続きを行ってください。
「各市介護保険料口座振替依頼書」は当広域連合へお問い合わせいただくか、各市役所・支所の担当課でお受けとりください。
- ※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などは、納付書で納めることとなります。

その他の徴収方法

表3. 特別徴収で調整（平準化）があった場合

期別	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年額合計	
保険料	調整前	12,400円	12,400円	12,400円	4,000円	4,000円	4,000円	49,200円
		Ⅱ	Ⅱ	↓	↓	↓	↓	Ⅱ
	調整後	12,400円	12,400円	100円	8,100円	8,100円	8,100円	49,200円

※保険料は基準額（第5段階）の場合です。

表3の例の調整前のように前半（4、6、8月分）の仮徴収と後半（10、12、2月分）の本徴収とで差が大きい場合、次年度の徴収額が全期を通じてバランスがとれるように8月の徴収額を増減して調整（平準化）を行います。

表4. 年度途中から特別徴収に切り替わる場合

期別	7月 普通徴収	8月 普通徴収	9月 普通徴収	10月 特別徴収	12月 特別徴収	2月 特別徴収	年額合計
保険料	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	49,200円

※保険料は基準額（第5段階）の場合です。

表4は10月特徴開始の場合です。年度を通して普通徴収と特別徴収があり「併徴」と呼ばれます。

表のように納付月の間隔と納付方法が違いますのでご注意ください。

保険料の更正や徴収方法の変更があった場合には、その都度、納付書を送付させていただきますので未納とならないようご注意ください。



生活・介護支援サポーター事業



8月1日より「生活・介護支援サポーター事業」を開始しました。

この事業の
目的は？



地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため生活・介護支援サポーターを養成し、地域住民で高齢者の生活を支え合う地域社会づくりを進めることを目的としています。

どういった人が
利用できるの？



当広域連合の介護保険被保険者証をお持ちの方で、老人世帯（65才以上の方のみの世帯）または日中独居世帯（同居家族はいるが、日中一人になる世帯）の方が利用できます。

どういった
事をして
もらえるの？

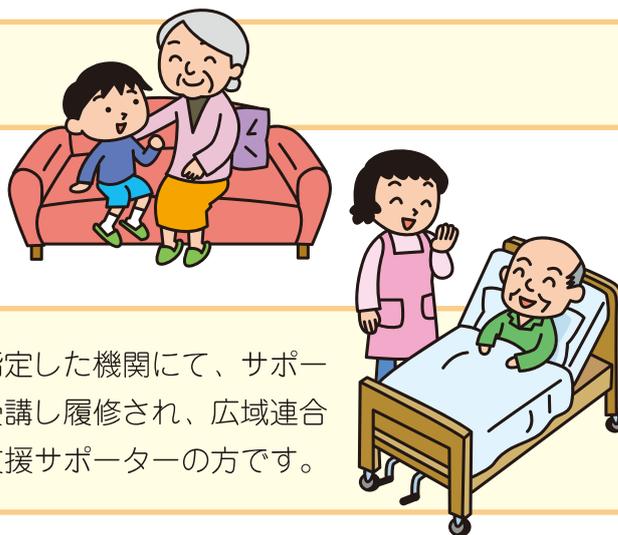


- ・健康チェック（利用者の安否確認）
 - ・環境整備（換気、室温・日当たりの調整）
 - ・相談援助、情報収集・提供（話し相手）などです。
- 1回あたり1時間以内で、週2回を限度とします。

利用料は
掛かるの？



掛かりません。



どういった
人に来て
もらえるの？



当広域連合が指定した機関にて、サポーター養成講座を受講し履修され、広域連合に登録された、支援サポーターの方です。

利用したい
ときは、どう
すればいいの？



利用者登録申請書をコーディネーター（地域包括支援センター、ケアマネジャー等）を経由して、広域連合に提出してください。後日、活動内容等を派遣決定通知書によりお知らせします。

居宅サービスを利用している方の負担を 軽減する制度が始まりました！！ (居宅サービス利用者負担額軽減事業)

下表の要件をすべて満たす方が、訪問、通所系などの居宅サービスを利用した場合、利用者負担額が軽減されます。広域連合の独自の軽減制度です。なお、生活保護受給者は対象外となります。

対象要件



すべてを満たす
必要があります



- ① 世帯全員が住民税非課税
- ② 年間収入（給与、年金およびその他一切の収入をいう）が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ③ 預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと

対象サービス



- ① 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護・介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）
- ⑥ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 夜間対応型訪問介護
- ⑧ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

(軽減額について)

軽減額は利用者負担額（1割負担額）に2分の1を乗じて得た額とします。

(例) デイサービスを利用している方のひと月の自己負担額が
4,353円の場合

$$4,353円 \times 1/2 = 2,176円$$

軽減額 2,176円



軽減を受けるためには、申請が必要となります。対象要件に該当すると思われる方は、ご印鑑・上記対象要件にある収入額等が確認できる書類等をお持ちの上、お近くの市役所介護保険担当課で手続きをしてください。制度に関する詳細は、広域連合までお問い合わせください。

第35回 広域連合 議会定例会

第35回広域連合議会定例会が7月27日(火)にあわら市議場で開催され、平成22年度一般会計補正予算(第1号)などの5議案が原案どおり可決されました。



一般質問

Q 畑野麻美子議員

施設に入所している高齢者や、居宅にて介護を受けている高齢者が日々の生活を前向きに気持ちよく過ごすことができるように、散髪等の理美容代を助成するなどの訪問理容サービス事業を行なってはどうか。

A 広域連合長

要介護者の散髪等について、相応の支援策が求められることは理解できるが、介護認定を受けていない高齢者世帯への対応も考えなければ均衡を失することになると考える。

よって、訪問理容サービス事業については、実施の妥当性も含めて、老人福祉施策全体の中での検討課題としたいので、当面は広域連合としての取り組みは考えていない。

Q 永井純一議員

今後、施設介護と居宅介護の位置付けや在り方について、どのように考えているのか。特に居宅介護について、どう取り組んでいくのか。

A 広域連合長

広域連合では、第4期介護保険事業計画において、居宅と施設のバランスの取れたサービス提供を進めている。

本来、家族介護が理想だと考えているが、現状は核家族化、少子化による家族構成の変化に伴い、以前のような家族介護はむずかしい状況の中で、今後は家族介護の手助けとなる居宅サービスの充実を図っていくことが求められると考えている。

現在のサービス利用状況から、今後も居宅サービスの利用者数は増加すると思われるので、高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう居宅サービスの充実努めていきたいと考えている。

現在の広域連合議会の議員の皆さんは次のとおりです。(敬称略。◎議長、○副議長)

あわら市 4名

森 之嗣 杉本 隆洋 牧田 孝男 ◎宮崎 修

坂井市 8名

南北ちとせ 上出 純宏 伊藤 聖一 橋本 充雄
永井 純一 ○前川 重雄 畑野麻美子 田中千賀子

議会運営委員に選出された議員の皆さんは次のとおりです。(敬称略。◎委員長、○副委員長)

◎永井 純一(坂井市) ○杉本 隆洋(あわら市) 森 之嗣(あわら市)
南北ちとせ(坂井市) 上出 純宏(坂井市) 畑野麻美子(坂井市)

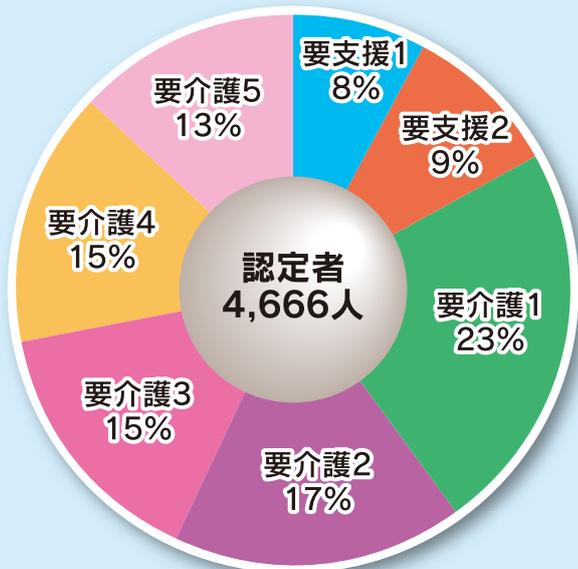
介護保険事業者 ネットワークさかい総会

「介護保険事業者ネットワークさかい総会」が5月20日（木）に坂井市坂井地域交流センター「いねす」にて開催され、橋 福井県長寿福祉課長、橋本 広域連合長を来賓として迎え、あわら市・坂井市の57事業所が出席しました。

総会後の症例発表会では、プライムハイツ春江の「嚥下困難な方への安全な食事」など3事業者が発表し、来場した介護関係職員の皆さんは、サービス提供に関する各事業所の取り組みに熱心に耳を傾けていました。



要介護等認定者数の状況(平成22年6月末日現在)



日常生活圏域ニーズ調査にご協力 いただきありがとうございました

去る6月、坂井地区管内の65歳以上の被保険者の方1,200名を対象に、「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

この調査は、当広域連合が厚生労働省の実施する介護予防モデル事業の対象区域に指定されたために行なわれました。

調査により、日常生活圏域ごとの精度の高い高齢者の状態像やニーズ、また高齢者の自立を阻む地域課題を明確に把握することができます。

また、平成23年度に策定する「第5期介護保険事業計画」の基礎資料としても活用させていただきます。

調査にご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

介護保険料の納期限は

第2期	平成22年	8月25日(水)
第3期		9月27日(月)
第4期		10月25日(月)
第5期		11月25日(木)
第6期		12月27日(月)
第7期	平成23年	1月25日(火)
第8期		2月25日(金)

※納期限までに納めましょう。

■普通徴収の方は確実な口座振替を利用してください。毎月金融機関へ足を運ぶ手間が省け、大変便利です。口座振替依頼書（あわら市役所および坂井市役所の担当課に用紙があります。）に必要事項を記入し、依頼する口座のある金融機関に提出してください。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
あわら市	134	121	277	189	164	197	166	1,248
坂井市	247	299	797	594	524	510	447	3,418
計	381	420	1,074	783	688	707	613	4,666



いや～今年の夏は暑いですね。しかし暑いからといってそうめんやそば、冷奴といった冷たいものだけですか？

じりじりと照りつける太陽にはぐくまれた夏の野菜は、自然の夏バテ解消剤。たっぷりの水分を含むため、体温を下げ、種々のビタミンは体の調子を整える働きをします。生で食べたり、ゆがいて味噌や塩などのシンプルな調味料で食べたりするだけでも十分に堪能できます。

さて、夏野菜にはどんなものがあるのでしょうか？キュウリ、トマト、ナス、カボチャ、トウモロコシ、モロヘイヤ、オクラ…これらに共通しているのは夏に失われがちなビタミンが豊富であることです。夏野菜をおいしく食べて、夏を元気に乗り切りましょう。（紀）